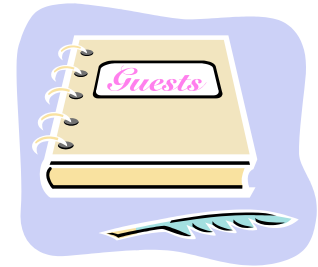


(2) 自治会名簿と個人情報のありかた



個人情報保護法が平成 29 年 5 月に完全施行され、全ての事業者がこの法律の適用対象となりました。自治会等の非営利組織も例外ではありません。

そこで、自治会名簿を適切に取り扱うためのルールや注意点をまとめましたので、再確認しましょう。

個人情報とは…

生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

個人情報には、他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものも含まれます。

例えば、氏名だけであっても、社会通念上、特定の個人を識別することが可能であれば、個人情報にあたります。

●個人情報の収集や取扱、保管の方法

①利用目的の通知、公表

- 個人情報を集める際には、何に利用するか、その目的を定めておく必要があります。そして、その目的以外の利用は禁止されています。
- 自治会での個人情報の取り扱いについては、何のために使うか、どのように管理するかなどの規定等を定めておくといいでしょう。

②個人情報の適切な保管

- 個人情報を集めた名簿は、情報の漏えいが生じないよう適切に管理する必要があります。名簿の配布にも十分注意し、配布先の会員へ盗難や紛失がないように注意を呼びかけることも重要です。

③本人の同意

- 個人情報を他者に渡すときは、原則、本人が了承したうえで、個人情報を渡す必要があります。名簿の転売などにも注意が必要です。
※罰則規定があります。

④開示請求

- 本人から個人情報の開示請求があった場合には、その請求に応じる必要があります。情報の訂正や利用停止の請求があった場合も同様です。

⑤苦情対応

- 個人情報の取り扱いに関して、苦情が出たらきちんと対応することが大切です。より安心できる取り扱い方法を検討しましょう。

自治会名簿の利用目的は概ね以下の通りです。

- 緊急時行政連絡**
(緊急時は自治会を通して各戸に伝達します。)
- 自然災害時などの安否確認**
(火事や水害、地震の際)
- 高齢者の安全確認**
- 自治会情報伝達**



自治会名簿は「安全・安心なまちづくり」には欠かせないものです。

でも、「個人情報」がどのように扱われているか不透明で怖い」と、自治会への加入をためらっている方もいます。自治会に加入し、安心して個人情報を提供していただくためにも適正に管理しましょう。

ある自治会では、「役員のみ自治会名簿」を作成することにし、個人情報の収集を最小限にしています。

例) 自治会長・支部長・班長のみ名前と電話番号を記入し、各世帯との連絡先収集などは各々の班長に一任する。

「自治会名簿だから」と個人情報を半強制的に収集してはいけません。使用方法を十分理解してもらい、各自治会の状況に合わせ、柔軟に対応しましょう。